

B-12 尚美ミュージックカレッジ専門学校 学生等の弔慰に関する規程

(趣 旨)

第1条 本学に在籍する学生又は学生の1親等以内の親族が死亡した場合に本学が弔意を表すために学生等弔慰制度を設け、学生等弔慰制度に関する必要な事項を定める。

(届 出)

第2条 科長は、当該学科の学生又は学生の1親等以内の親族が死亡した事実を知ったときは、所定の弔事報告書に当該事実を証する書類等を添えてただちに学務・学生支援部長を通じて学校長に届出を行うものとする。

(弔 慰)

第3条 学校長は、前条の届け出があつた場合は、本学を代表して当該葬祭を施行する代表者に対して次のとおり弔意を表す。

死 亡 者	弔 慰 内 容
学 生	弔慰金 (30,000 円)、弔電及び生花1基
学生の1親等以内の親族	弔電及び生花1基

2 前項の規定に関わらず、弔事が葬祭の日から経過して判明した場合には、弔慰金(30,000円)のみとすることがある。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、役職会及び専門学校経営会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。